

三条市脱炭素経営促進事業
業務委託仕様書

1 業務名

三条市脱炭素経営促進業務

2 事業の目的

国際的に脱炭素経営が求められ、これに対応しないことによる企業経営上のリスクが大きくなっている中、経営コストの削減というインセンティブを通じて市内企業に具体的な省エネルギーの行動を促し、結果的に脱炭素の取組が進むといった状況を生み出すため、企業活動によって生じる二酸化炭素排出量の把握並びに経営コストへの影響を明らかにした削減目標の設定及び目標達成のための実行計画の策定を支援する。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) 二酸化炭素排出量可視化等支援

脱炭素経営に取り組む意欲のある企業を選定し、二酸化炭素排出量の可視化支援等を行う。支援実施企業は市と協議し選定する（支援実施企業は、金属加工を中心とするものづくりに関わる業種（製造業、卸売業等）の市内中小企業者^{※1}を想定）。

※1 市内中小企業者：市内に、本店を構え、下の表の条件を満たす中小企業者

業種 ^{※2}	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金額または 出資の総額	常時使用する 従業員数
(1)製造業	3億円以下	300人以下
(2)卸売業	1億円以下	100人以下

※2 その他市長が適当と認める業種に属する事業者を対象とする場合あり

①事業の周知、支援実施企業の公募

事業周知用のチラシ等を作成するなどし、支援実施企業の公募を行う。

②応募の取りまとめ、支援実施企業の選定

企業からの応募を取りまとめるとともに、書類選考、又は必要に応じてヒアリング等を行い、市と協議の上、支援実施企業を選定する。

ただし、過去に本事業に取り組んだ企業は対象としない。

③二酸化炭素排出量可視化支援

企業活動に伴う毎月の電気・ガス等のエネルギー使用状況を簡易な方法で数値化するとともに、エネルギー種別に応じた二酸化炭素排出量を数値化し、取組企業が把握しやすい方法で整理する。

④二酸化炭素排出量削減に向けた目標設定及び実行計画の策定支援

③の取組企業のエネルギー使用状況を踏まえて、中小企業向け SBT 認証の取得申請を想定した業務の改善や設備投資などによる二酸化炭素排出量の削減目標の設定及び実行計画の策定を行う。

⑤データの蓄積・引継

本事業終了後に取組企業が自らサービスを継続して利用する場合、③で取得したデータの引継ぎを行う。

(2) 定期報告

上記(1)を取りまとめて、三条市経済部商工課に定期的に報告する。

(3) 事業実績報告書の提出

委託業務終了後、本事業の実施内容及び結果をまとめたものを令和8年3月末までに三条市経済部商工課に提出する。

5 業務の実施方法

業務を円滑に進めるため、業務の内容や進捗等を踏まえて、委託者と随時、メール、電話、打合せ等により、必要な調整、対応の協議等を行うものとする。

6 基本的な業務スケジュール（予定）

5月	支援企業の公募
6月～3月	二酸化炭素排出量可視化支援、二酸化炭素排出量削減に向けた目標設定及び実行計画の策定支援
3月	事業実績報告の提出

7 成果品等の提出について

次の資料を電子データにより委託期間終了までに提出するものとする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) その他本委託業務で作成した資料等

8 その他特記事項

- (1) 本業務の成果に係る全ての著作権は、法令の規定により移転ができない権利を除き、委託者に帰属させること。また受託者は、当業務にかかる著作権を委託者に帰属させることに支障がないよう、受託者の責任において適切に権利の処理を行うこと。

- (2) 本業務の完了後、万が一著作権等に関する事故・問題が発生した場合は、受託者の責任において処理・解決すること。
- (3) 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。）は行わないこと。
- (4) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者と協議してこれを定めるものとする。